

【相談 45】薬の未払い代金の回収方法はないのでしょうか。

キーワード: 応召義務(調剤の求めに応じる義務)、債権回収、債権の消滅時効、請求、弁済の抗弁

薬剤師です。

患者さんが手持ちのお金がないということで、支払いの約束をした上でお薬を渡しましたが、支払いに来られないので1ヶ月後、患者さん宅に電話すると奥さんがでて、「本人は支払ったと言っています」との返答でした。領収書をお持ちではないはずといくら説明しても受け入れてもらえず、結局支払ってもらえませんでした。似たようなケースで、支払いに来られないので電話すると、そのたびに「支払いに行きます」と返答されるのですが、一向に来局されず、そのうち電話にも出してもらえなくなって結局支払ってもらえませんでした。

世間的に医療費の未払い問題は取り上げられていますが、処方箋薬局でも未払い問題は頻繁に発生します。裁判以外に行政的な支援等何らかの対処方法はないのでしょうか。

【回答】

調剤に基づく債権については、それが保険診療のもとで行われる場合は費用の7割が医療保険の方から支払われますから、ここでは、医療保険が適用されない私費患者や、保険診療における患者の自己負担分の債務について考えていきます。

薬剤師と調剤を求める患者さんとは契約関係にあると考えられます。その契約という側面だけからは、契約の性質はともあれ、薬代の支払いが拒否されているときは薬剤師は調剤した薬を渡さなくてよいということになります。しかし、薬剤師には、「正当な理由がなければ」調剤の求めに応じることが義務付けられている(応召義務、[薬剤師法](#)第21条)ことから、「手持ちのお金がない」とおっしゃる患者さんからの調剤の求めを断ることができるかどうか、とくに、この「正当な理由」にあたるかどうかは議論のあるところです。なお、薬剤師法には、応召義務に違反した場合の罰則の定めはありません。ただ、「薬剤師としての品位を損するような行為」がある場合に、厚生労働大臣により「戒告・3年以内の業務停止・免許の取り消し」という処分を受ける可能性があります(薬剤師法第8条第2項)。

ここでの相談のように、患者さんからの求めに応じて調剤してその代金(金銭債権)が未回収となった場合には、自ら、または弁護士や司法書士(140万円を超えない額につき、[司法書士法](#)第3条第2項に規定された能力を有すると法務大臣に認定された司法書士に限る)に依頼して債権回収をはかる等の方法を考えなければなりません。

薬剤師側が、契約に基づく代金支払いを訴訟で求める場合は、契約による給付義務の内容(調剤をした薬を渡すこと)が確定し、代金額が確定していることを主張・立証すればよいのですが、実際に、債権を回収するためには、調剤の代金がまだ支払われていないことがはっきりしていると、それはより容易になります。とすると、できれば、患者さん自身に「未払いであることを認める」旨の書面を作成してもらうことが望ましいでしょう。したがって、患者さんから調剤代金が支払われない場合には、薬剤を患者さんに渡す場で、「その代金が未払いであることを患者さん自身が認める」旨の書面に、患者さんに署名(患者

さん自身が肉筆で名前を書くこと。患者さんの筆跡でその書面の証明力が確保できます) してもらうことが必要です。また「薬剤師の調剤に関する債権」は3年間で時効消滅します(民法第170条第1号)から、消滅時効の進行を中断するためには、薬局・薬剤師が債権者として訴訟を提起し、裁判上の「請求」をするか、強制執行をするか、患者さんに債務の存在を改めて承認してもらう必要があります(民法第147条)。この「承認」も書面で行われることが証明力という点では望ましいのです。

こうした書面の作成は、訴訟を含む法律上の手立てを講じる場合に必要なものですが、そこまでの手段を取ることを考えてはいない場合でも、「患者さんが債務の存在を確認する書面」は紛争を避けるためにも作成しておくことを勧めます。

なお、医師・病院にかかる医療費については「無料低額診療事業」という制度がありますが、これと同様の制度は、薬局・薬剤師についてはまだ設けられておりません。なお、一部自治体では、無料低額診療制度利用者に薬代を助成する独自事業を行っているようです。

#### 参考

- ◆厚労省：[医療機関の未収金問題に関する検討会報告書（平成20年7月10日）](#)
- ◆高知市：[社会福祉法に基づく無料低額診療事業に係る薬局の登録等に関する規則（平成23年4月1日規則第50号）](#)
- ◆旭川市：[無料低額診療事業調剤処方費用助成事業を実施しています](#)
- ◆青森市：[「無料低額診療事業」利用者への調剤費助成](#)

#### 関連相談事例

- 医療費の未払いについて、[相談39](#)並びにそこで参照が求められている[相談2](#)、[相談31](#)が参考になります。
- 医師の応召義務について、[相談39](#)並びにそこで参照が求められている[相談5](#)、[相談20](#)が参考になります。

(回答者：山本隆司 立命館大学政策科学部教授)

\*会員用ウェブサイトの「知恵袋(相談コーナー)」には、もう少し詳しい説明と推奨される対応例を掲載しております。